

## 令和6年度第4回 士別市地域公共交通活性化協議会 議案

日時：令和7(2025)年2月13日 午前10時から

場所：士別市議会議場

### 1. 開 会

### 2. 挨拶

### 3. 報告事項

(1) 路線バス「朝日線」について【資料1】

### 4. 協議事項

(1) 協議会規約の一部改正について【資料2】

(2) さほっちタクシー事業について【資料3】

(3) 習い事応援タクシー事業について【資料4】

### 5. その他

・令和6年度習い事応援タクシー事業費の資金調達について

### 6. 閉 会

## 令和7年4月1日からの朝日線運行について

朝日線は、士別軌道の独自路線であり公的な運行補助がない路線であります。

当該路線について、朝日地区沿線の急激な人口減少とコロナ後にあっても利用者数が年々減少にあることから、経常損失(赤字)が増加しており、弊社では維持困難路線として位置付けしております。

利用者減少から収支改善のため、過年度から減便を繰返しており利便性が低下、さらに利用が減るという悪循環になっておりますが、士別軌道という民間会社が運行している現状、赤字幅改善の取組みは当然のことであり、過疎化が進むなか将来も利用者回復は見込めないものと考えております。

また、人口1万6千人の士別市で民間バス会社が独自路線を単独で維持することも困難な時代と判断します。

### \* 令和7年4月1日からの運行

①平日18時士別駅発往復便は、現在、定期運行としておりますが、6割以上が往復便とも乗車ゼロの状態であり、**デマンド便(予約運行)**と致します。

②現在、土・日・祝日は1日3往復便を運行しておりますが、1便当たりの平均乗車数は1.2人程度とわずかであり、日によっては3往復便とも乗車数ゼロの日が散見されます。特に日曜日、祝日が少ない状況です。については、**土曜日は従来通り1日3往復便とし、日曜日、祝日は運行を取りやめ致します。**

朝日、上士別地区の皆さまには、ご不便をおかけいたしますが、何卒、状況をご理解の上ご了承くださいませようお願い申し上げます。

## ★令和7年4月1日から★

### 平日

士別発	中士別	上士別	朝日着	朝日発	上士別	中士別	士別着
				7:25	7:40	7:47	8:05
7:35	7:45	7:53	8:05	8:05	8:15	8:22	8:35
8:40	8:50	9:00	9:10	9:20	9:30	9:37	9:50
12:00	12:10	12:20	12:30	12:40	12:50	12:57	13:10
15:30	15:40	15:50	16:00	16:10	16:20	16:27	16:40
* 18:00	18:10	18:20	18:30	18:40	18:50	18:57	19:10

\* デマンド便であり前日までに予約が必要です。

### 土曜日

8:40	8:50	9:00	9:10	9:20	9:30	9:37	9:50
12:00	12:10	12:20	12:30	12:40	12:50	12:57	13:10
15:30	15:40	15:50	16:00	16:10	16:20	16:27	16:40

\* 日曜日、祝日は運行致しません(全休)。

令和7年2月

士別軌道株式会社 代表取締役 井口 裕史

☎0165-23-2723、0165-23-4151 Eメール: shibetsukido@navy.plala.or.jp

## 協議会規約の一部改正について

## ＜改正の趣旨＞

- ・本市において地域公共交通の指針として策定している「士別市地域公共交通網形成計画」については、「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律」第5条の規定に基づき策定しているが、法律上において計画の名称が変更となっていることから文言の修正を行う。
- ・「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律」第6条の規定に基づき、地域公共交通計画の策定及び実施について協議を行うため本協議会を設置しているところであるが、関係する公安委員会を協議会の構成員とする必要があることから、「北海道旭川方面士別警察署長が指名する者」を新たな委員として加える。（士別警察署調整済み）

## 地域公共交通の活性化及び再生に関する法律 関係条文抜粋

## （地域公共交通計画）

第5条 地方公共団体は、基本方針に基づき、国土交通省令で定めるところにより、市町村にあっては単独で又は共同して、都道府県にあっては当該都道府県の区域内の市町村と共同して、当該市町村の区域内について、地域旅客運送サービスの持続可能な提供の確保に資する地域公共交通の活性化及び再生を推進するための計画（以下「地域公共交通計画」という。）を作成するよう努めなければならない。

## （協議会）

第6条 地域公共交通計画を作成しようとする地方公共団体は、地域公共交通計画の作成及び実施に関し必要な協議を行うための協議会（以下この章において「協議会」という。）を組織することができる。

2 協議会は、次に掲げる者をもって構成する。

- 一 地域公共交通計画を作成しようとする地方公共団体
- 二 関係する公共交通事業者等、道路管理者、港湾管理者その他地域公共交通計画に定めようとする事業を実施すると見込まれる者

三 関係する公安委員会

- 四 地域公共交通の利用者、学識経験者その他の当該地方公共団体が必要と認める者

## ＜改正施行日＞

この規約は一部改正し令和7年4月1日から施行する。

## ＜新旧対照表・改正後規約＞

別紙のとおり

士別市地域公共交通活性化協議会規約 新旧対照表

現行	改正案
<p>(目的)</p> <p>第1条 この協議会は、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号）及び道路運送法（昭和26年法律第183号）の規定に基づき、<u>地域公共交通網形成計画</u>（以下「<u>形成計画</u>」という。）の策定及び実施並びに地域における需要に応じた住民の生活に必要なバス等の旅客輸送の確保、その他旅客の利便性の向上を図るために必要となる地域の実情に即した輸送サービスの実現に関する事項を協議することを目的とする。</p>	<p>(目的)</p> <p>第1条 この協議会は、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号）及び道路運送法（昭和26年法律第183号）の規定に基づき、<u>地域公共交通計画</u>（以下「<u>交通計画</u>」という。）の策定及び実施並びに地域における需要に応じた住民の生活に必要なバス等の旅客輸送の確保、その他旅客の利便性の向上を図るために必要となる地域の実情に即した輸送サービスの実現に関する事項を協議することを目的とする。</p>
<p>(協議事項等)</p> <p>第4条 協議会は、第1条の目的を達成するために次に掲げる事項を協議し、関係する事業を実施する。</p> <p>(1) <u>形成計画</u>の作成及び計画の変更に関すること。</p> <p>(2) <u>形成計画</u>に位置づけられた事業の実施に関すること。</p> <p>(3)～(6) (略)</p>	<p>(協議事項等)</p> <p>第4条 協議会は、第1条の目的を達成するために次に掲げる事項を協議し、関係する事業を実施する。</p> <p>(1) <u>交通計画</u>の作成及び計画の変更に関すること。</p> <p>(2) <u>交通計画</u>に位置づけられた事業の実施に関すること。</p> <p>(3)～(6) (略)</p>
<p>(組織)</p> <p>第5条 協議会は、次に掲げる委員又は機関を代表する委員をもって組織する。</p> <p>(1)～(10) (略)</p> <p><u>(11)</u> 士別市長が指名する者</p>	<p>(組織)</p> <p>第5条 協議会は、次に掲げる委員又は機関を代表する委員をもって組織する。</p> <p>(1)～(10) (略)</p> <p><u>(11)</u> 北海道旭川方面士別警察署長が指名する者</p> <p><u>(12)</u> 士別市長が指名する者</p>

## 士別市地域公共交通活性化協議会規約

(変更箇所は下線にて表示している)

### (目的)

第1条 この協議会は、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号）及び道路運送法（昭和26年法律第183号）の規定に基づき、地域公共交通計画（以下「交通計画」という。）の策定及び実施並びに地域における需要に応じた住民の生活に必要なバス等の旅客輸送の確保、その他旅客の利便性の向上を図るために必要となる地域の実情に即した輸送サービスの実現に関する事項を協議することを目的とする。

### (名称)

第2条 この協議会の名称は、士別市地域公共交通活性化協議会（以下「協議会」という。）とする。

### (事務所)

第3条 協議会の事務所は、士別市役所庁舎内に置く。

### (協議事項等)

第4条 協議会は、第1条の目的を達成するために次に掲げる事項を協議し、関係する事業を実施する。

- (1) 交通計画の作成及び計画の変更に関すること。
- (2) 交通計画に位置づけられた事業の実施に関すること。
- (3) 地域の実情に応じた適切な乗合旅客輸送の態様及び運賃・料金に関すること。
- (4) 市運営有償運送の必要性及び旅客から収受する対価に関すること。
- (5) 協議会の運営に関すること。
- (6) その他協議会が必要と認めること。

### (組織)

第5条 協議会は、次に掲げる委員又は機関を代表する委員をもって組織する。

- (1) 国土交通省北海道運輸局旭川運輸支局長が指名する者
- (2) 北海道上川総合振興局長が指名する者
- (3) 一般乗合旅客自動車運送業者
- (4) 一般乗用旅客自動車運送業者
- (5) 鉄道事業者
- (6) 一般旅客自動車運送事業者が組織する団体
- (7) 住民又は利用者の代表
- (8) 学識経験者その他協議会が必要と認める者
- (9) 北海道開発局旭川開発建設部士別道路事務所長が指名する者
- (10) 北海道旭川建設管理部士別出張所長が指名する者
- (11) 北海道旭川方面士別警察署長が指名する者
- (12) 士別市長が指名する者

2 協議会に、次の役員を置く。

- (1) 会長 1人
- (2) 副会長 1人
- (3) 監査員 2人

3 会長、副会長及び監査員は相互に兼ねることはできない。

(委員の任期)

第6条 委員の任期は、次のとおりとし再任は妨げない。

- (1) 委員のうち行政機関の職員については、その職にある期間とする。
- (2) 前号以外の委員については、1年とする。ただし、欠員により新たに委員となった者の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長)

第7条 会長は、士別市副市長をもって充てる。

2 会長は、協議会を代表し会務を総括する。

(副会長)

第8条 副会長は、会長が指名する者をもって充てる。

2 副会長は、会長を補佐し会長不在の時は会長の職務を代理する。

(監査員)

第9条 監査員は、会長が指名する者をもって充てる。

2 監査員は、協議会の会計監査を行い、結果を協議会の会議（以下「会議」という。）において報告する。

(協議会の会議の運営等)

第10条 会議は会長が招集し、会議の議長となる。

- 2 会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。
- 3 委員は、都合により会議を欠席する場合、代理の者を出席させることができることとし、あらかじめ会長に代理の者の氏名等を報告することにより、その代理の者の出席をもって当該委員の出席とみなす。
- 4 協議会の決議の方法は、会議出席委員の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。
- 5 会議は原則として公開とする。ただし、会議を公開することにより公正かつ円滑な議事運営に支障が生じると認められる協議については、非公開とすることができる。
- 6 協議会は、委員のほか、必要に応じて関係者の出席を求めることができる。
- 7 協議会で決議した事項について、委員はその結果を尊重しなければならない。
- 8 前項に定めるもののほか、協議会の運営その他事務に関し必要な事項は、会議に諮って別に定める。

(幹事会の設置)

第11条 協議会は、計画の実施等にあたり、幹事会を設置することができる。

2 幹事会の名称、構成員、運営その他必要な事項は、会議に諮って別に定める。

(事務局)

第12条 協議会の運営及び調整に関する事務を行うため協議会に事務局を置き、士別市総務部企画課担当職員及びその他関係する職員をもって充てる。

2 事務局には事務局長を置き、士別市総務部長をもって充てる。

(経費)

第13条 協議会の経費は、負担金、補助金及びその他の収入をもって充てる。

(財務に関する事項)

第14条 協議会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わるものとする。

2 各会計年度における支出は、その年度の収入をもって、これに充てなければならない。

3 前項に定めるもののほか、協議会の予算の編成及び現金の出納その他財務に関し必要な事項は、会議に諮って別に定める。

(報酬及び費用弁償)

第15条 委員等は、会議に出席したときは報酬及び費用の弁償を受けることができる。

2 報酬及び費用の弁償の額及び支給方法等は、士別市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（平成17年士別市条例第47号）の例による。

(協議会の解散等)

第16条 協議会が解散したときは、協議会の収支は解散をもって打ち切り、会長がこれを清算する。

(規約の変更)

第17条 この規約を変更する場合は、協議会の承認を得なければならない。

(委任)

第18条 この規約に定めるもののほか、協議会に関し必要な事項は会長が別に定める。

附 則

1 この規約は、平成20年2月28日から施行する。

2 協議会設置時の委員の任期は、第6条第2号の規定にかかわらず、平成21年3月31日までとする。

3 この規約は、一部改正し平成22年4月1日から施行する。

4 この規約は、一部改正し平成26年6月9日から施行し、改正後の士別市地域公共交通活性化協議会規約の規定は、平成26年4月1日から適用する。

5 この規約は、一部改正し平成30年6月27日から施行し、改正後の士別市地域公共交通活性化協議会規約の規定は、平成30年4月1日から適用する。

6 この規約は、一部改正し平成30年12月21日から施行する。

7 この規約は一部改正し平成31年4月1日から施行する。

8 この規約は一部改正し令和3年4月1日から施行する。

9 この規約は一部改正し令和7年4月1日から施行する。

Tayoro

# 士別市 地域公共交通網 形成計画

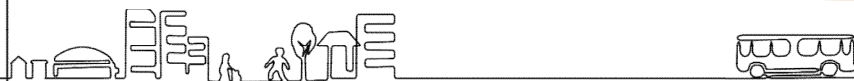
2019年 3月  
士別市

Onnebetsu

Chuo

Kamishibetsu

Asahi



## 第1章 はじめに

---

### 1-1 計画策定の目的

本市のバス交通は、道北バス株式会社が旭川市と名寄市を結ぶ地域間幹線系統を運行しており、さらに、市内各地区を結ぶ市内路線バスが士別軌道株式会社により運行されています。また、朝日地区においては、町内農村地区を対象に朝日地区市街地までのコミュニティバスを運行しており、これら公共交通網が有機的に結びつくことで、市民の生活交通を支えてきました。

近年、人口減少や少子高齢化などの影響により、生活交通の確保に関わる各種施策を本市の現状に合わせて見直し、市民等のバス交通利用者のニーズを十分に反映させつつ、現状から将来を見据えた交通ネットワークを構築する必要があります。

これらの現状と問題点を踏まえ、市民の暮らしを支える公共交通を確保するため、公共交通の指針となる「士別市地域公共交通網形成計画」を策定します。

### 1-2 計画の区域

- ・士別市全域

### 1-3 計画の期間

- ・2019年度から2025年度までの7年間

## さほっちタクシー事業について

本事業については、本市の観光拠点施設への公共交通利用促進及び利用状況調査のため、平成24(2012)年8月から実施しているところであるが、事業開始から12年経過していることから、事業のあり方について見直しを行う。

## ●運行時間

道の駅	JR 士別駅	士別 inn 翠月	羊と雲の 丘	羊と雲の 丘	士別 inn 翠月	JR 士別駅	道の駅
9 : 42	9 : 45	9 : 55	10:00	10:00	10:05	10:10	10 : 13
10 : 32	10:35	10:45	10:50	10:55	11:00	11:05	11 : 08
11 : 37	11:40	11:50	11:55	12:00	12:05	12:10	12 : 13
12 : 37	12:40	12:50	12:55	13:00	13:05	13:10	13 : 13
13 : 52	13:55	14:05	14:10	14:15	14:20	14:25	14 : 28
15 : 02	15:05	15:15	15:20	15:25	15:30	15:35	15 : 38

## ●運賃

	道の駅	士別駅	士別 inn 翠月	羊と雲の丘
道の駅		300 円	500 円	600 円
士別駅	300 円		400 円	500 円
士別 inn 翠月	500 円	400 円		400 円
羊と雲の丘	600 円	500 円	400 円	

## 1 日周遊パスポート

1 人	2 人	3 人	4 人以上
1,200 円	1,100 円	1,000 円	900 円

●運行実績（R1～R6）

項目		年度					
		R1	R2	R3	R4	R5	R6(4～12月)
乗車数（人）		18	86	67	140	232	138
運行回数（回）		17	63	57	100	133	75
運行回数 行先別内訳	士別駅	6	29	17	32	42	24
	羊飼いの家	8	32	29	47	58	37
	翠月	3	2	4	3	4	1
	道の駅			7	18	29	13
平均乗合人数（人/回数）		1.06	1.37	1.18	1.40	1.74	1.84
委託料（円）		14,270	57,080	60,860	99,870	153,490	88,260

- ・利用者については、アンケート調査の結果ほとんどが市外からの利用であり、コロナウイルスの影響による観光需要の増減と連動して利用者が推移していることから、主な利用目的は観光であると推測される。
- ・利用については士別駅から羊と雲の丘までの間の利用が多く、道の駅を経由するケースもあるが、観光施設を周遊する需要はあまりないものと思われる。
- ・平均乗合人数については毎年度2人未満となっており、個人のみでの利用が多いことから、複数団体による乗合の効果は薄いと思われる。
- ・以上のとおり、本事業による観光施設へのタクシー利用について分析を行ったが、安価な金額でタクシー利用できるため一定程度の利用は認められるものの、乗合人数が増加しておらず効率的な運用となっていないこと、観光の需要の促進や公共交通の利用促進に大きな効果が見込めないことから、令和6年度をもって終了とする。

## 習い事応援タクシー事業について

### 【事業の経緯】

- ・ 子どもの習い事における送迎の保護者負担軽減
- ・ 習い事を断念せざるを得ない子どもの移動手段の確保



- ・ 令和4～6年度にかけて、地域公共交通活性化協議会の実証実験事業として実施



- ・ 3ヶ年の検証により、令和7年度以降の方向性を決定

## 【事業実績】

令和4年度			
概要	ニーズ把握のため、全区間利用料を100円とし実施		
運行期間	令和4年11月1日～令和5年1月31日（3ヶ月）		
登録者数	67人	延べ利用者数	506人
延べ運行回数	254回	平均乗合人数	1.99人
事業費	930,900円（全額協議会負担） 内訳 運行費：633,900円 人件費：297,000円		

令和5年度			
概要	事業化に向け、利用料金を下記のとおり設定 市街地区：300円 上士別・多寄・温根別・朝日地区：1,000円 スポーツ協会により、スポーツに関するものは100円を助成		
運行期間	令和5年7月15日～令和6年3月31日（8ヶ月半）		
登録者数	55人	延べ利用者数	732人
延べ運行回数	345回	平均乗合人数	2.12人
事業費	1,636,090円（国補助金：849,126円 協議会：786,964円） 内訳 運行費：858,490円 人件費：777,600円		

令和6年度（令和6年12月末現在）			
概要	前年度に引き続き、利用料金を下記のとおり設定 市街地区：300円 上士別・多寄・温根別・朝日地区：1,000円 スポーツ協会助成の拡大 市街地間の移動：100円 市街と郊外間の移動：500円		
運行期間	令和6年4月1日～令和7年3月31日（通年）		
登録者数	87人	延べ利用者数	1,008人
延べ運行回数	633回	平均乗合人数	1.59人
事業費	2,530,075円（国補助金活用 6月1日～2月25日分全額補助） 内訳 運行費：1,522,040円 人件費：1,008,035円 予算としては協議会500,000円、国補助金3,550,000円		

- ・現在の送迎は自宅（児童館）から習い事先までのドアツードアを基本としている。
- ・国補助金は実証事業のみを対象としており、事業化した後は活用できない。



サービス水準や事業費の規模等を考慮すると、  
現在の内容で継続事業とすることは困難である。

## 【令和7年度以降の事業展開について】

### ◎基本方針

- ・子どもたちが習い事・少年団活動に通うことのできる環境づくりを進める。
- ・既存の公共交通を活用し利用促進を図るとともに、シームレスな公共交通体系を目指す。

### ①事業費

- ・令和7年度予算として100万円を計上している（現時点では議会の承認を得ていないため未確定）

### ②事業対象

- ・小中学生の習い事、少年団活動、部活動を対象とする。

### ③送迎方法

- ・事前登録及び予約を受付し、引き続きドアツードアを基本とした乗合によるタクシー送迎を行う。

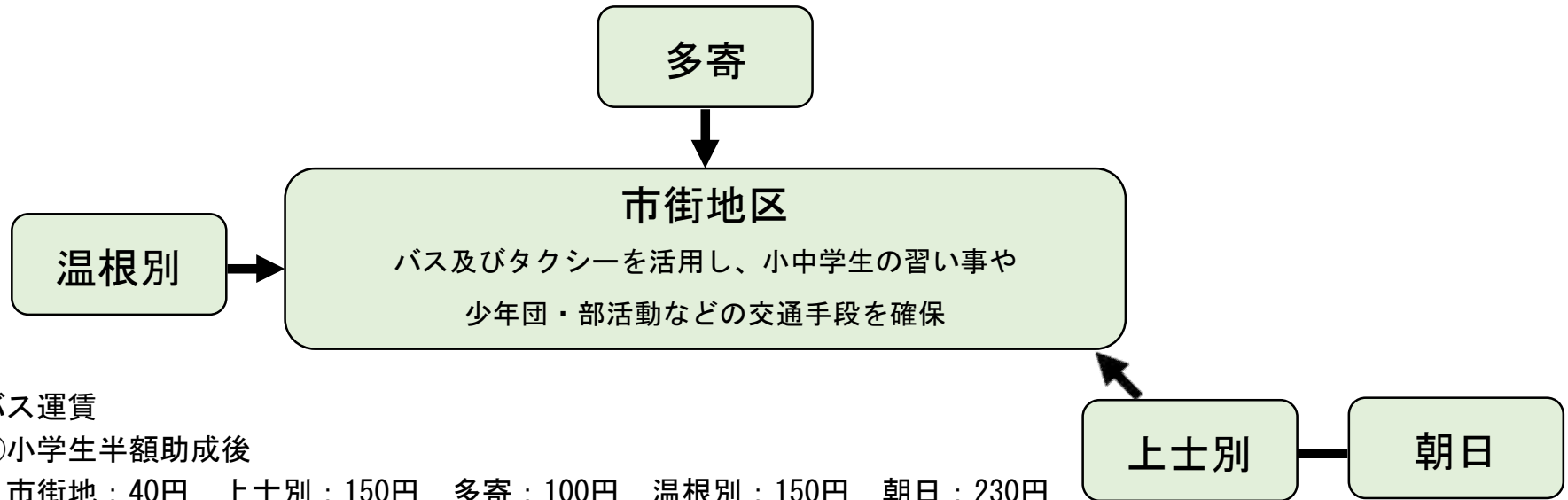
### ④バスとの連携

- ・市で実施している「小中学生バス半額助成」について利用状況や効果の分析の結果、市として事業廃止予定であったが、小中学生の移動手段として既存の公共交通の活用を検討できるよう、本事業と合わせて協議会として半額助成事業を実施し、バス及びタクシーそれぞれの利用について検証を行う。

### ⑤利用料金

- ・適切な利用料金設定について検討を行う（事業者と協議）
- ・土別スポーツ協会によるスポーツ割についても継続予定。金額等は調整中

## 【利用イメージ図】



### バス運賃

#### ①小学生半額助成後

市街地：40円 上士別：150円 多寄：100円 温根別：150円 朝日：230円

#### ②中学校半額助成後

市街地：80円 上士別：290円 多寄：190円 温根別：290円 朝日：450円

本事業及びバス半額助成事業については、公共交通を活用した小中学生の教育活動に関する支援事業として本協議会で検証を行うが、令和7年度をもって本協議会での実施は終了とする。  
令和8年度以降については検証に基づき、市の教育事業として小中学生の移動手段をどのように支援していくか、教育委員会を含め協議を行い在り方を検討していく。



令和6年.10.1 改正

# バス時刻表



## 士別軌道株式会社

本社 ☎23-2723  
 本社営業所 ☎23-4151  
<http://www.s-kido.jp>

### 平日

#### 朝日線

士別発	中士別	上士別	朝日着	朝日発	上士別	中士別	士別着
				<b>7.25</b>	7.40	7.47	<b>8.05</b>
<b>7.35</b>	7.45	7.53	<b>8.05</b>	<b>8.05</b>	8.15	8.22	<b>8.35</b>
<b>8.40</b>	8.50	9.00	<b>9.10</b>	<b>9.20</b>	9.30	9.37	<b>9.50</b>
<b>12.00</b>	12.10	12.20	<b>12.30</b>	<b>12.40</b>	12.50	12.57	<b>13.10</b>
<b>15.30</b>	15.40	15.50	<b>16.00</b>	<b>16.10</b>	16.20	16.27	<b>16.40</b>
<b>18.00</b>	18.10	18.20	<b>18.30</b>	<b>18.40</b>	18.50	18.57	<b>19.10</b>

### 土・日・祝日

士別発	中士別	上士別	朝日着	朝日発	上士別	中士別	士別着
				<b>8.40</b>	8.50	9.00	<b>9.10</b>
<b>8.40</b>	8.50	9.00	<b>9.10</b>	<b>9.20</b>	9.30	9.37	<b>9.50</b>
<b>12.00</b>	12.10	12.20	<b>12.30</b>	<b>12.40</b>	12.50	12.57	<b>13.10</b>
<b>15.30</b>	15.40	15.50	<b>16.00</b>	<b>16.10</b>	16.20	16.27	<b>16.40</b>

#### 中多寄スクール線

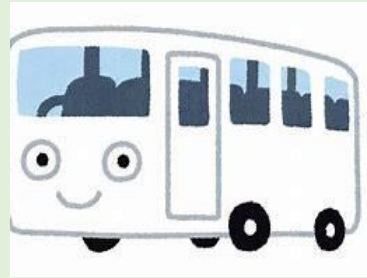
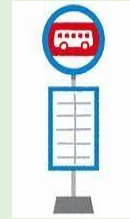
士別発	市立病院	士別中前	39線東3号	多寄	30線西3号	42線西3号	士別中前	市立病院	士別着
◎ <b>7.05</b>	—	—	7.25	7.30	7.40	7.50	8.00	8.05	<b>8.10</b>
◎ <b>15.50</b>	15.55	16.00	16.10	<b>16.15</b>	<b>16.25</b>	<b>16.35</b>	<b>16.45</b>	<b>16.50</b>	<b>16.55</b>
☆ <b>18.00</b>	18.05	18.10	18.20	18.25	18.35	18.45	18.55	19.00	<b>19.05</b>

◎印は平日のみ運行（一般も乗車可） ☆印は登校日のみ運行

#### 武徳線

士別発	開拓公園	予約区間	7号	予約区間	開拓公園	士別着
<b>7.00</b>	7.10		<b>7.30</b>		7.55	<b>8.05</b>
<b>14.30</b>	14.40		<b>15.05</b>		15.20	<b>15.30</b>
<b>15.30</b>	15.40		<b>16.05</b>		16.20	<b>16.30</b>

土・日・祝日 全面運休 前日までに予約が必要です



#### 中多寄線

士別発	多寄	日向温泉	30線西3号	下多寄	風連駅前着	病院前発	下多寄	30線西3号	日向温泉	多寄	士別着
<b>9.40</b>	9.55	10.08	10.19	10.28	<b>10.34</b>	<b>10.40</b>	10.46	10.54	11.05	11.18	<b>11.34</b>
<b>14.00</b>	14.15	14.28	14.39	14.48	<b>14.54</b>	<b>15.00</b>	15.06	15.14	15.25	<b>15.38</b>	<b>15.54</b>

日向温泉経由 日向温泉での乗降の方は無料です

#### 市内循環バス路線図(外回り)

#### 温根別線

士別発	市立病院	東4北6	西士別	温根別	中線9号	南12線	北18線着	北18線発	南12線	中線9号	温根別	西士別	東5北6	市立病院	士別着
<b>6.50</b>	—	—	7.00	7.05	7.17	<b>7.31</b>			<b>7.36</b>	—	7.45	7.50	8.00	8.05	<b>8.20</b>
				<b>7.10</b>	—	—	<b>7.20</b>	<b>7.25</b>	—	—	<b>7.45</b>				
<b>9.00</b>	—	—	9.10	9.15	—	<b>9.25</b>			<b>9.30</b>	—	9.39	9.44	—	—	<b>10.02</b>
<b>12.20</b>	—	—	12.30	12.38	—	<b>12.48</b>			<b>12.53</b>	13.08	13.20	13.25	—	—	<b>13.35</b>
◎ <b>15.10</b>	15.15	15.20	15.30	15.38	—	<b>15.48</b>			<b>15.53</b>	—	16.03	16.08	—	—	<b>16.18</b>
				<b>15.38</b>	—	—	<b>15.53</b>	<b>15.53</b>	—	—	<b>16.03</b>				
◎ <b>16.10</b>	16.15	16.20	16.30	16.35	—	<b>16.45</b>			<b>17.00</b>	17.15	17.27	17.32	—	—	<b>17.42</b>
				<b>16.45</b>	—	—	<b>17.05</b>	<b>17.10</b>	—	—	<b>17.27</b>				
◎ <b>18.05</b>	18.10	18.15	18.25	<b>18.30</b>											

土・日・祝日 全面運休 北線は予約が必要です

◎印はスクール線（市立病院経由になります。高校生・一般も乗車可）  
 最終便は温根別市街より南線はデマンド運行になります。  
 （高校生、一般も乗車可 予約が必要です）

#### 温根別スクール線

士別発	市立病院	東4北6	西士別	温根別	南12線	南12線	温根別	西士別	東5北6	市立病院	士別着
						<b>7.36</b>	7.45	7.50	8.00	8.05	<b>8.20</b>
<b>12.00</b>	12.05	12.10	12.20	12.25	<b>12.35</b>	<b>12.40</b>	12.50	12.55	13.05	13.10	<b>13.15</b>
<b>17.00</b>	17.05	17.10	17.20	17.25	<b>17.35</b>						

土・日・祝日 運行（高校生、一般も乗車可）  
 最終便はデマンド運行になります。

#### 川南大和線

士別発	上士別	成美5号	川南5号	大和着	大和発	川南5号	成美5号	上士別	士別着
					<b>7.15</b>	7.35	7.40	7.50	<b>8.15</b>
◎ <b>9.30</b>	9.50	10.00	10.05	<b>10.25</b>	<b>10.25</b>	10.50	10.55	11.05	<b>11.25</b>
<b>14.00</b>	14.20	14.30	14.35	<b>14.55</b>	<b>14.55</b>	15.20	15.25	15.35	<b>15.55</b>
<b>16.00</b>	16.20	16.30	16.35	<b>16.55</b>	<b>16.55</b>	17.20	17.25	17.35	<b>17.55</b>
<b>18.00</b>	18.20	18.30	18.35	<b>18.55</b>					

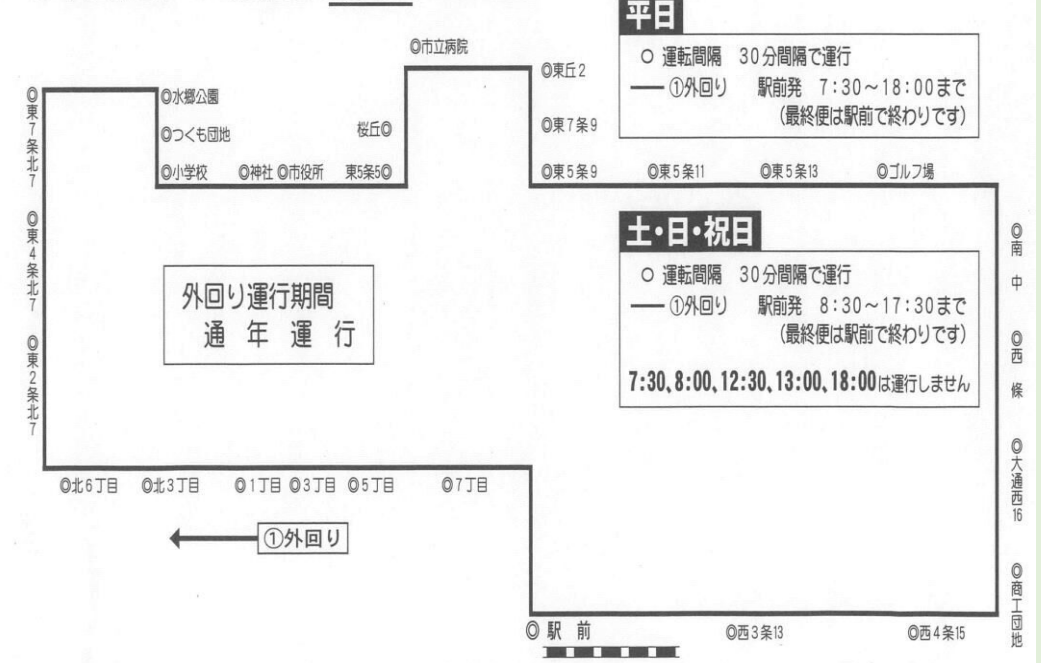
◎の時間帯は予約が必要です。 前日までに予約が必要です

#### 丘のランランバス(川西・南沢方面)

士別発	市立病院	南小	予約区間	川南5号発	予約区間	南小	市立病院	士別着
				<b>7.30</b>		8.01	8.05	<b>8.10</b>
<b>8.34</b>	8.41	8.48		<b>9.24</b>		9.56	10.00	<b>10.05</b>
<b>13.30</b>	13.37	13.41		<b>14.20</b>		14.52	14.56	<b>15.01</b>
<b>15.50</b>	15.57	16.01		<b>16.40</b>		17.12	17.16	<b>17.21</b>

土・日・祝日 全面運休 前日までに予約が必要です  
 駅前～西條間のみの乗降はできません

#### ①市内循環バス路線図(外回り) 通年運行



※1月1日は全線運行致しません